

## ◆課外講座学修奨励奨学金（給付）

**本**学における学業成績が優秀で、かつ、本学で開講される課外講座および一部の学外講座を意欲的に受講する学部学生を奨励し援助することを目的としています。採用された場合、年間最大で100,000円まで、課外講座の受講費用が給付されます。

複数の講座を受講している場合、合計で100,000円までは受講料が給付されますが、奨学金の申請時に“**受講予定**”とした講座のみが給付の対象となります。申込時に少しでも受講の可能性があれば、記入することを薦めます。

募集時期	6月
募集人数	100人
対象者	2～4年時次生の学部学生で、キャリアセンター、教育支援課および社会福祉実習指導室が開講している講座および別に定める指定の学外講座の受講者または受講を予定している者。  <u>指定の学外講座となるもの</u> ①公認会計士 ②税理士 ③司法書士 ④中小企業診断士 ⑤法科大学院 ⑥社会保険労務士 ⑦行政書士  ※3年次に在籍する編・転入学生は対象外となります。 ※学外講座を受講し、本奨学金に申込予定の方は、あらかじめキャリアセンターにお問い合わせ下さい。
給付金額	キャリアセンター、教育支援課および社会福祉実習指導室が開講する講座の受講料相当額（複数講座申請可。但し、年間支給総額は100,000円を上限とする）
給付期間	当該年度に限る （但し毎年出願可）
交付時期	講座終了後に本人から「課外講座受講報告書（指定様式）」提出後、講座の受講状況等を審査のうえ本人名義の奨学金振込口座へ振込みます。 （但し、受講状況によっては奨学金が交付されないことがあります。）
申込基準	次の2項目を両方満たしていること ①1年次、2年次、3年次終了時にそれぞれ <u>31単位</u> 、 <u>62単位</u> 、 <u>93単位</u> を修得していること ②前年度1年間のGPA値が <u>2.4</u> 以上
出願方法	M-Portおよびホームページにて、出願に関する案内を5月中旬（予定）にお知らせします。 ※説明会は行いません。
選考方法 および 結果発表	1. 定員（100人）を超える申し込みがあった場合は、大学の選考委員会で、書類審査（学力）により採用者を決定します。 2. 採用者について、7月中旬頃にM-Port上で発表します。

※なお、教職関係科目など、年度の途中で講座の開講が決定した場合など、上記以外の時期に追加募集を行うことがあります。